

資 産 管 理 規 程

(目 的)

第1条 公益社団法人北海道農産基金協会（以下「協会」という。）の資産の管理は、定款その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(協会の資産)

第2条 協会の資産は、保管財産、事業基盤財産、運営基盤財産、事業準備財産、特別事業財産、退職給付引当資産及び普通財産とする。

2 保管財産は、預り基金寄託規程（以下「寄託規程」という。）に基づき会員から寄託を受けた財産（以下「寄託財産」という。）をいう。

3 事業基盤財産は、継続的に公益目的事業の用に供するために保有している公益目的保有財産をいう（以下同じ）。

4 運営基盤財産は、協会の実施する公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産をいう（以下同じ）。

5 事業準備財産は、豆類価格安定対策事業、小豆類生産安定対策事業、豆類流通円滑化緊急対策事業、馬鈴しょ保管事業及び馬鈴しょ助成事業の実施に要する費用を支弁するための特定費用準備資金をいい、それぞれ豆類価格安定対策事業準備財産、小豆類生産安定対策事業準備財産、豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産、馬鈴しょ保管事業準備財産及び馬鈴しょ助成事業準備財産という（以下同じ）。

6 特別事業財産は、価格補給資金、事業資金、準備金、特別資金をいい、寄附者等の意思等により、資産の用途、処分又は保有形態に制約が課されている財産をいう（以下同じ）。

7 退職給付引当資産は、退職給付費用の支払いに要する額を法令の定めるところにより引き当てた資産をいう（以下同じ）。

(寄託財産)

第3条 協会は、寄託規程第2条の規定に基づき会員から寄託を受けた預り基金を寄託財産として管理しなければならない。

2 寄託財産は、寄託規程第6条の規定に基づき預り基金を返還する場合又は運用債券の償還等により寄託財産の事業年度末簿価が寄託を受けた預り基金の合計額を上回った場合その他特別の事情がある場合を除き、これを取り崩してはならない。

(事業基盤財産)

第4条 協会は、継続的に公益目的事業の用に供するために保有する財産として事業基盤財産を管理しなければならない。

2 事業基盤財産の取扱いは、事業基盤財産取扱規程に定めるところによる。

(運営基盤財産)

第5条 協会は、公益目的事業を行うために必要な収益事業その他の業務又は活動の用に供する財産として運営基盤財産を管理しなければならない。

2 運営基盤財産の取扱いは、運営基盤財産取扱規程に定めるところによる。

(豆類価格安定対策事業準備財産)

第6条 協会は、次の各号に掲げるものを豆類価格安定対策事業に要する費用の支弁に充てるため、豆類価格安定対策事業準備財産として管理しなければならない。

(1) 豆類価格安定対策事業準備財産の運用により生ずる果実（積立限度額内に限る。当該年度において豆類価格安定対策事業の実施に要する費用の支弁に充てる場合を除く。）

(2) 豆類価格安定対策事業準備財産に繰り入れることを指定して寄附された財産（前号に規定する繰入金は除く。）

(3) 第16条第3号の規定による豆類価格安定対策事業準備財産への繰入金

2 豆類価格安定対策事業準備財産の取扱いは、事業準備財産取扱規程に定めるところによる。

(小豆類生産安定対策事業準備財産)

第7条 協会は、次の各号に掲げるものを小豆類生産安定対策事業に要する費用の支弁に充てるため、小豆類生産安定対策事業準備財産として管理しなければならない。

(1) 小豆類生産安定対策事業準備財産の運用により生ずる果実（積立限度額内に限る。当該年度において小豆類生産安定対策事業の実施に要する費用の支弁に充てる場合を除く。）

(2) 小豆類生産安定対策事業準備財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 第16条第3号の規定による小豆類生産安定対策事業準備財産への繰入金

2 小豆類生産安定対策事業準備財産の取扱いは、事業準備財産取扱規程に定めるところによる。

(豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産)

第8条 協会は、次の各号に掲げるものを豆類流通円滑化緊急対策事業に要する費用の支弁に充てるため、豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産として管理し

なければならない。

- (1) 豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産の運用により生ずる果実（積立限度額内に限る。当該年度において豆類流通円滑化緊急対策事業の実施に要する費用の支弁に充てる場合を除く。）
 - (2) 豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 第16条第3号の規定による豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産への繰入金
- 2 豆類流通円滑化緊急対策事業準備財産の取扱いは、事業準備財産取扱規程に定めるところによる。

（馬鈴しょ保管事業準備財産）

- 第9条 協会は、次の各号に掲げるものを馬鈴しょ保管事業に要する費用の支弁に充てるため、馬鈴しょ保管事業準備財産として管理しなければならない。
- (1) 馬鈴しょ保管事業準備財産の運用により生ずる果実
 - (2) 馬鈴しょ保管事業準備財産とすることを指定して寄附された財産
- 2 馬鈴しょ保管事業準備財産の取扱いは、事業準備財産取扱規程に定めるところによる。

（馬鈴しょ助成事業準備財産）

- 第10条 協会は、次の各号に掲げるものを馬鈴しょ助成事業に要する費用の支弁に充てるため、馬鈴しょ助成事業準備財産として管理しなければならない。
- (1) 馬鈴しょ助成事業準備財産の運用により生ずる果実
 - (2) 馬鈴しょ助成事業準備財産とすることを指定して寄附された財産
- 2 馬鈴しょ助成事業準備財産の取扱いは、事業準備財産取扱規程に定めるところによる。

（特別事業財産）

- 第11条 協会は、寄附者等の意思等により、資産の用途、処分又は保有形態に制約が課されている財産として特別事業財産を管理しなければならない。
- 2 特別事業財産の取扱いは、特別事業財産取扱規程に定めるところによる。

（退職給付引当資産）

- 第12条 協会は、役員退任手当及び職員退職給与の支払いに必要な額を退職給付引当資産として管理しなければならない。
- 2 退職給付引当資産に係る引当等の取扱いは、退職給付引当金取扱要領に定めるところによる。

(普通財産)

第 13 条 協会は、協会の資産のうち保管財産、事業基盤財産、運営基盤財産、事業準備財産、特別事業財産、退職給付引当資産以外のものを普通財産として管理しなければならない。

2 協会の管理費及び借入金利息は、普通財産をもって支弁する。

(資産の管理)

第 14 条 資産は、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、理事会の定める方法により預託する。

3 資産のうち資本支出に属するものは、減価償却を行うものとする。

(借入金)

第 15 条 協会は、第 13 条第 2 項に規定する費用に充てるため、理事会で定める限度額の範囲内であり、かつ、その事業年度内に普通財産をもって償還し得る額を限度として、理事会の議決を経た上で、一時借入金の借入をすることができる。

2 前項の借入金は、資金不足のため償還することができないときは、これを借り換えることができる。

3 協会は、事業準備財産に係る事業に要する費用に充てるため、必要があるときは、理事会の議決を経て、あらかじめ総会の承認を得た金額を限度として、借入金の借入をすることができる。

4 前項の借入金は、その金額がその事業年度内において普通財産及び事業準備財産をもって償還し得る額を超えるときは、理事会の審議を経た上で、総会の議決を得るものとする。

(剰余金の処分)

第 16 条 協会は、毎事業年度末において普通財産に剰余が生じたときには、理事会の議決を経て、次に掲げる順序によりこれを処分する。

(1) 繰越欠損金の補てん

(2) 借入金（期限のまだ到来していないものを除く。）の償還

(3) 事業準備財産への繰入

(欠損金の繰越)

第 17 条 協会は、毎事業年度末において普通財産に欠損金を生じたときは、その全額を翌事業年度に繰り越すものとする。

(改 正)

第 18 条 この規程の改正は、理事会の議決を得なければならない。

(雑 則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、本規程の円滑な運用に必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 0 月 2 1 日から施行する。